

## 「にしのみや市民祭り」推進委員会の設置及び運営に関する要綱

### (目 的)

第1条 にしのみや市民祭り協議会（以下「協議会」という。）が実施するにしのみや市民祭り（以下「市民祭り」という。）について、事業の円滑な推進を図るため、市長は市民祭り推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構 成)

第2条 委員会は、市長が委嘱する推進委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 委員長は、コミュニティ推進部長をもって充てる。
3. 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

### (担当業務)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、協議会及び関係機関等と連携を密にし、次に掲げる協議会の事務執行を応援する。

- (1) 広報・記録に関すること
- (2) 中央祭典の運営に関すること
- (3) 祭り広場の運営に関すること
- (4) バザール出店の運営に関すること
- (5) 警備体制の確保に関すること
- (6) その他祭りの運営に関すること

### (会 議)

第4条 委員会の会議は次のとおりとする。

- (1) 委員会議

### (委員会議)

第5条 委員会議は第2条第1項で委嘱した委員で構成し、委員長は必要に応じ適宜召集することができる。

2. 委員長は、必要により委員以外の者を会議に出席させることができる。
3. 委員長は、会務を総括する。

### (協議会との連携)

第6条 委員会の委員は、協議会の要請がある場合には、協議会の各種会議に出席し意見を述べるものとする。

### (開催日の対応)

第7条 市民祭りの開催日には、職員による応援体制を組織するものとし、委員は各々応援部署の責任者としてその任務にあたる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働推進課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会がこれを定める。

(付則)

この要綱は、昭和58年4月22日から施行する。

(付則)

この要綱は、昭和63年6月20日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。